

泉南市告示第75号

泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会設置要綱の制定について

去る平成23年7月31日に起きた砂川小学校プール一般開放における児童死亡事故に関して、原因の調査を行い、事故の再発を防止するため、泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会設置要綱を制定する。

平成23年9月15日

泉南市長 向井通彦

泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成23年7月31日に泉南市立砂川小学校プールの一般開放において発生した児童死亡事故の原因の調査を行い、市の設置する施設において事故の再発を防止するため、泉南市砂川小学校プール児童死亡事故調査委員会(以下、「委員会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行う。

- (1) 児童死亡事故の原因、発生状況、経過に関する事項
- (2) 今後の事故防止に関する事項
- (3) その他委員会において必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は別表に定める学識経験者、市民代表、保護者代表、学校代表、市職員による委員により構成する。

2 委員は、市長が委嘱する。

(委員長)

第4条 委員会に委員長、副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は会務を整理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し会の運営にあたり、会長に事故あるときはその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

- 2 委員会は過半数の出席をもって開くことができる。
- 3 委員会は、必要があると認める場合、委員以外の者に資料を提出させ、または委員以外の者を出席させてその意見もしくは説明を聴く事ができる。

(秘密を守る義務)

第6条 委員は、児童死亡事故の関係者のプライバシーに関する事項その他職務上知り得た事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報告)

第7条 委員会は、調査及び検討の結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育部において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別 表

氏 名	カナ氏名	職	区 分 等
金子 武嗣	カネコ タケシ	弁護士	学識経験者
松本 洋介	マツモト ヨウスケ	弁護士	学識経験者
富山 浩三	トミヤマ コウゾウ	大阪体育大学教授	学識経験者
上中 喜美夫	ウエナカ キミオ	区長連絡協議会会長	市民代表
津田 純子	ツダ ジュンコ	PTA協議会会長	保護者代表
阪上 一彦	サカウエ カズヒコ	小学校長会副会長	学校代表
奥平 薫	オクヒラ カオル	副市長	市職員
蔵野 博司	クラノ ヒロシ	教育長	市職員
竹中 勇人	タケナカ イサト	市総務部長	市職員